

スピノフに係る上場制度変更に伴う算出要領の改定について

2025年5月12日
株式会社J P X総研

1. 趣旨

先般、株式会社東京証券取引所は、スピノフ（構成銘柄が剰余金の配当によりその直前において子会社であった会社等の株式を割り当てること）により独立した会社（以下「スピノフ対象会社」という。）の株式をスピノフ元の会社（以下「スピノフ元会社」という。）の株式の権利落ち日から上場可能とする上場制度・売買制度の見直しについて、2025年9月16日に実施することを公表しました¹。

本制度の見直しを踏まえ、算出要領にスピノフの取扱いを記載します。

なお、TOPIX等においては、コーポレートアクションに対応するパッシブファンド等の調整売買によるマーケットインパクトを考慮し、スピノフにより割り当てられる株式を速やかに指数に追加することとします。ただし、市場区分や業種区分を用いて構成銘柄を決定する指数については、この限りではありません。

2. 提案内容

指数計算に係る算出要領について以下のとおり改定します。

新	旧
II. 基準時価総額等の修正 1. 修正となる事項 (2) 指数用株式数の変更等 時価総額加重方式の場合	II. 基準時価総額等の修正 1. 修正となる事項 (2) 指数用株式数の変更 時価総額加重方式の場合

¹ <https://www.jpex.co.jp/rules-participants/rules/revise/um3qrc0000014z0a-att/gaiyo.pdf>

新				旧			
修正を要する事項		修正日	修正に使用する株価	修正を要する事項		修正日	修正に使用する株価
(略)				(略)			
合併・ 株式交換	他の J P X 総研で算出する指数対象銘柄(注2)を非存続会社とする場合 (J P X 総研で算出する指数対象銘柄の構成銘柄同士の合併・株式交換)	非存続会社の上場廃止日	修正日の前営業日の株価	合併・ 株式交換	他の J P X 総研で算出する指数対象銘柄(注2)を非存続会社とする場合 (J P X 総研で算出する指数対象銘柄の構成銘柄同士の合併・株式交換)	非存続会社の上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	上記以外 (株式交付子会社が非上場会社である株式交付を含む)	変更(追加)上場日(効力発生日)	修正日の前営業日の株価		上記以外 (株式交付子会社が非上場会社である株式交付を含む)	変更(追加)上場日(効力発生日)	修正日の前営業日の株価
<u>スピノフ(スピノフ元会社の修正)</u> (注3、4、5)	<u>権利落日から効力発生日までにスピノフにより独立した会社(スピノフ対象会社)が新規上場する場合</u>	<u>スピノフ対象会社の新規上場日</u>	<u>修正日の前営業日の株価</u>	<u>(新設)</u>			
(略)				(略)			
注1: 変更(追加)上場日・ <u>新規上場日</u> が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。 (以下同じ)				注1: 変更(追加)上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。(以下同じ)			
(略)				(略)			
注3: <u>構成銘柄が剰余金の配当によりその直前において子会社であった会社等の株式を割り当てること。</u>				注3: <u>(新設)</u>			

新	旧
<p>注4：<u>スピンオフ対象会社の新規上場日がスピンオフの権利落日と同日でない場合、権利落日からスピンオフ対象会社の新規上場日までの間、浮動株比率を用いて一時的に指数用株式数を調整する。</u></p> <p>注5：<u>上場時価総額加重 TOPIX は修正の対象外とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>注4：<u>(新設)</u></p> <p>注5：<u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

また、東証指数算出要領（TOPIX 編）について以下のとおり改定します。

新	旧												
<p>3. 構成銘柄の追加・除外</p> <p>(3) 非定期の構成銘柄への追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成銘柄が株式移転、合併、株式交換又は会社分割（以下「株式移転等」という。）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社、完全親会社又は承継会社（以下「新設会社等」という。）が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等を追加する。 <u>構成銘柄のスピンオフ（構成銘柄が剰余金の配当によりその直前において子会社であった会社等の株式を割り当てること）により独立した会社（以下「スピンオフ対象会社」という。）が、スピンオフの権利落日から効力発生日までに新規上場する場合、当該スピンオフ対象会社を追加する。</u> <p>(略)</p>	<p>3. 構成銘柄の追加・除外</p> <p>(3) 非定期の構成銘柄への追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成銘柄が株式移転、合併、株式交換又は会社分割（以下「株式移転等」という。）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社、完全親会社又は承継会社（以下「新設会社等」という。）が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等を追加する。 <u>(新設)</u> <p>(略)</p>												
<p>(6) 構成銘柄の追加及び除外日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">修正を要する事項</th> <th>修正日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">新規上場</td> <td style="width: 80%;">(略)</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </tbody> </table>	修正を要する事項		修正日	新規上場	(略)		<p>(6) 構成銘柄の追加及び除外日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">修正を要する事項</th> <th>修正日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">新規上場</td> <td style="width: 80%;">(略)</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </tbody> </table>	修正を要する事項		修正日	新規上場	(略)	
修正を要する事項		修正日											
新規上場	(略)												
修正を要する事項		修正日											
新規上場	(略)												

	構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	新規上場日(注)			構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	新規上場日(注)
	構成銘柄のスピノフによりスピノフ対象会社が権利落日から効力発生日までに新規上場する場合	新規上場日(注)			(新設)	(新設)
(略)			(略)			
注：休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。			注：休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。			

TOPIX 及びその他の指数については、以下の表のとおり、スピノフ対象会社がスピノフの権利落日から効力発生日までに新規上場した場合に、原則スピノフ対象会社をスピノフ元会社が組み入れられている指数に速やかに追加し、追加後の次の定期入替時に各指数の選定基準で入替えを判定することとし、算出要領を改定します。併せて、その他所要の改定をします。

指数	追加	条件	備考
TOPIX	○		
TOPIX ニューインデックスシリーズ、東証規模別株価指数	○		
東証 33 業種別株価指数、TOPIX-17 シリーズ	○ (注 1)		スピノフ元会社の業種に関わらず、スピノフ対象会社の業種の指数に追加する
TOPIX スタイルインデックスシリーズ	○		
TOPIX Ex-Financials	○	スピノフ対象会社が金融持株会社等(注 2)でない場合	
	-	スピノフ対象会社が金融持株会社等(注 2)の場合	業種指定の指数のため追加しない

指数	追加	条件	備考
TOPIX 高配当 40 指数	○		
TOPIX 銀行業高配当指数	○	スピンオフ対象会社が銀行業(注 3)の場合	
	-	スピンオフ対象会社が銀行業(注 3)でない場合	業種指定の指数のため追加しない
上場時価総額加重 TOPIX	○		
JPX 日経インデックス 400	○		
JPX 日経中小型株指数	○		
東証プライム市場指数、東証スタンダード市場指数、東証グロース市場指数、東証プライム市場コンポジット指数	○		スピンオフ対象会社が新規上場した市場の指数に組み入れる
JPX プライム 150 指数	○	スピンオフ対象会社がプライム市場に上場する場合	
	-	スピンオフ対象会社がプライム市場に上場しない場合	市場指定の指数のため追加しない
東証グロース市場 250 指数	○		
東証配当フォーカス 100 指数	○		
東証スタンダード市場 TOP20	○		
東証グロース市場 Core 指数	○		

(注 1) スピンオフ元会社とスピンオフ対象会社が異なる業種の指数に組み入れられることがある。

(注 2) 東証 33 業種分類の「銀行業」「証券、商品先物取引業」「保険業」「その他金融業」に属する会社、あるいは当該 4 業種に属さない場合であっても、銀行法第 2 条 13 項に定める「銀行持株会社」又は保険業法第 2 条 16 項に定める「保険持株会社」である会社。

(注 3) 東証業種別株価指数「銀行業」の構成銘柄。

※算出開始を予定している TOPIX Next-tier 及び JPX 日経インデックス人的資本 100 についても算出要領に必要な修正を行う。

3. 今後の日程及び手続き

日程	内容
2025年5月12日 ～2025年6月11日	指数コンサルティングによる意見の募集 ・意見の募集は、JPX ウェブサイトから行います。提出の際には、(1)氏名、(2)職業、(3)提出者の属性及び法人・団体等の名称、(4)連絡先（電話番号、メールアドレス）、(5)案件に対する意見を明記してください。
2025年7月頃（予定）	当社における最終的な意思決定 ・当社は、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行い、JPX ウェブサイトにおいて公表します。

4. 実施時期（予定）

2025年9月に算出要領の改定を実施します。

以 上